資料１

町田市ごみの資源化施設地区連絡会設置要綱

第１　設置

町田市の資源循環型施設（以下「施設」という。）の整備に当たり、市民と協働して、安全

かつ安心な施設を整備するため、町田市ごみの資源化施設地区連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

第２　所掌事務

連絡会は、次に掲げる事項について協議する。

（１）施設の整備に関すること。

（２）施設の管理運営に関すること。

（３）前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第３　組織

１　連絡会は、別表のとおり組織する。

２　委員は、別表の左欄に掲げる連絡会の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者を市長が委嘱する。

第４　任期

１　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

第５　会長等

１　それぞれの連絡会に会長１名及び副会長１名を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、連絡会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第６　会議

１　連絡会は、必要に応じ会長が招集する。

２　連絡会は、必要があると認めるときは、連絡会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第７　アドバイザー

１　市長は、連絡会にアドバイザーを置くことができる。

２　アドバイザーは、委員の求めに応じ、第２各号に掲げる事項に関し、必要な助言を行う。

第８　庶務
　連絡会の庶務は、環境資源部循環型施設整備課において処理する。

第９　委任
　この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

　　　附則
　この要綱は、２０１３年９月１日から施行する。

別表

連絡会の区分	構成
町田リサイクル文化センター周辺地区連絡会	当該地区に所在する町内会、自治会等の代表15 人以内
上小山田地区資源ごみ処理施設連絡会	当該地区に所在する町内会、自治会等の代表5 人以内
相原地区資源ごみ処理施設連絡会	当該地区に所在する町内会、自治会等の代表5 人以内